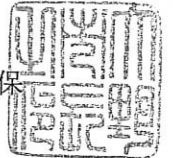


総務第430号
令和2年11月2日

大野市教育委員会 様

大野市長 石山志保



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく職務権限の特例に関する協議について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく職務権限の特例に関する議案を作成したいので、同法第29条の規定により意見を求めます。

記

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づき市長が管理し、及び執行することとする教育事務
 - (1) 公民館、ふるさと自然の家及び本願清水イトヨの里の設置、管理及び廃止に関すること。
 - (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
 - (3) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項に基づく職務権限の特例等について

令和2年6月に策定した第六次大野市総合計画 基本構想に掲げる将来像「人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち」を目指し、子育ての支援や教育環境の充実、公民館を中心とした地域づくりの推進、スポーツ活動を含めた健幸づくりの推進を図るため、教育委員会に属する業務と首長に属する業務の所管を見直し、施策の一体化及び総合化を図り、もって事業効果を高めることを予定

所管の見直しのポイント

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項に基づく職務権限の特例

- 公民館業務や文化の振興などの業務を市長部局が所管し、公民館を中心とした地域づくりを強化
- スポーツ振興の業務を市長部局が所管し、市民の健康づくりとの連携を強化

市長の権限に属する事務の委任

- こども・子育て支援や保育所、児童館などの業務を教育委員会
が所管し、子育て環境及び教育環境を充実

第六次大野市総合計画 基本構想

人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち

将来像

市民対象のアンケートで、大野市のキーワードとして、「結」「つながり」という言葉が多かった。「結」という言葉は、昔から、農作業や冠婚葬祭などの様々な仕事をお互いに助け合う習慣のことで、今もこの精神が受け継がれており、この言葉の意味を、「人がつながり 地域がつながる」という表現に置き換え、これからも「結」のところが大切であることを表した。また、「つながる」には、中部縦貫自動車道県内全線開通や北陸新幹線の敦賀開業で各地とつながるという意味が込められており、高速交通体系の大きな変化に対する未来への希望も含まれている。そして、「住み続けたい」という言葉には、今後10年間に人口減少と少子化、高齢化が進み、非常に厳しい状況においても、大野市が「ずっと住み続けたい持続可能なまち」であり続けたいという強い気持ちを含んでいる。

計画期間

10年間（令和3年度～令和12年度）

基本目標分野

※令和12年（2030年）は、SDGsの達成目標年です。

こども

未来を拓く大野っ子が
健やかに育つまち

- ・子育て
- ・学校教育
- ・保育
- ・家庭教育
- ・地域での教育

健康福祉

健康で自分らしく暮ら
せるまち

- ・健康
- ・医療
- ・福祉
- ・スポーツ

地域経済

歴史・風土と新たな強
みを生かした活力ある
まち

- ・商業
- ・観光
- ・工業
- ・林業
- ・サービス業
- ・労働
- ・農業
- ・内水面漁業

くらし環境

豊かな自然の中で
快適に暮らせるまち

- ・環境保全
- ・廃棄物対策
- ・都市計画
- ・上下水道
- ・環境
- ・地下水保全
- ・道路
- ・公共交通
- ・景観

地域づくり

みんなでつながり地域
が生き生きと輝くまち

- ・人づくり
- ・地域での支え合い
- ・公民館
- ・移住
- ・防犯
- ・文化、芸術
- ・交流
- ・防災
- ・消防

行政経営

結のまちを持続的に支える自治体経営

- ・市民サービス向上
- ・市と市民の情報共有
- ・市と市民の協働
- ・次世代技術の活用
- ・行政改革
- ・財政運営

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (社会教育関係抜粋) (概要)

趣旨

教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関(以下「公立社会教育機関」という。)について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。

概要

公立社会教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務について、地方公共団体の判断で条例により、教育委員会から地方公共団体の長へ移管することを可能とする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第1項第1号関係)

※ 教育委員会から地方公共団体の長への事務の移管については、既にスポーツ、文化及び文化財の保護について可能。

※ 事務の移管に係る条例を制定又は改廃する前に、地方公共団体の議会は教育委員会に意見を聴かなければならないこととされている(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条第2項)。

公立社会教育機関を移管する場合に、学校教育との連携や教育の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設ける。具体的な規定は以下のとおり。

- 地方公共団体の長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第33条第3項関係)

- 移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴く。

(社会教育法 第8条の2関係)

- 教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について地方公共団体の長に対して意見を述べられることとする。

(社会教育法 第8条の3関係)

施行期日

公布の日

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場
合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。